

学校保健（保健管理）について

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班
指導主事（副参事） 井上 典子

【内容】

- 1 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化について
- 2 健康診断について
- 3 疾病・感染症について
- 4 学校におけるアレルギー事例の報告について
- 5 その他

【資料】

- ・学校給食における食物アレルギー対応の役割分担(資料1)

本日の内容

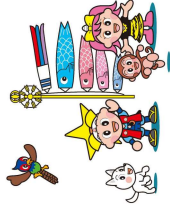
- 1 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化について
- 2 健康診断について
- 3 疾病・感染症について
- 4 学校におけるアレルギー事例の報告について
- 5 その他



2

令和6年度 健康安全教育担当者会議

学校保健(保健管理)について



©岡山県「ももっち・うらっち」

岡山県教育庁保健体育課
健康・安全教育班

指導主事(副参事) 井上 典子

30

本日の内容

- 1 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化について



3

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化について

文部科学省が、令和5年1月の養護教諭及び栄養教諭の専門能力向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例を作成

<校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲並びにその職務に含まれる具体の業務を示したものと>

■養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	・健康診断の実施(計画・実施・評価及び事後措置) ・健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 ・緊急時における救急処置等の対応 ・感染症等の予防や発生の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 ・学校環境衛生の日常的な点検等への参画
	健康相談及び保健指導に関すること	・心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 ・健康相談等を踏まえた保健指導の実施 ・健康に関する啓発活動の実施
	保健室運営に関すること	・保健室経営計画の作成・実施 ・保健室経営計画の執行人、保健室等への周知 ・設備、備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
	保健組織活動に関すること	・学校保健計画の作成への参画 ・学校保健委員会や教職員、保健組織(保健部)等への参画
主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	・各教科等における指導への参画(チーム・ティーチング、教材作成等)

■栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

区分	職務の内容	職務の内容の例
主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	・食に関する指導の全体計画の作成 ・給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 ・上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画(チーム・ティーチング、教材作成等)
	食に関する健康課題の相談指導に関すること	・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等)
主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	・学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取状況の把握)
	衛生管理に関すること	・学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生)の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導(助言)

(一部抜粋)「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等」の送付について(令和5年7月5日付け、5初版第5号)

養護教諭に担うことが求められる職務

- ◇ 養護教諭の専門性を生かした職務としては、以下が挙げられる。一方で、これらの職務も必ずしも単独で実施するものではなく、業務の効率化や最適化、効果・成果の最大化に向けて、他の教職員との役割分担や連携、外部人材の活用やICTの活用等を図ることが重要。
- ◇ このたび、具体的な業務に着目し、業務の適性化についての考え方や留意事項等が整理された。各教育委員会等においても職務内容を定め、その実行のための資質能力の明確化や研修の充実等を図ることを期待している。

<p>教友処置(緊急事態への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭は、学校医との連携など、事前準備から事後措置まで中心的役割 ・校長の管理・監督のもと、様々なケースを想定した組織的な緊急体制を整備 ・養護教諭による、症状の見極めや医療機関受診の要否の判断、適切な事後措置
<p>健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭は、学校医との連携など、事前準備から事後措置まで中心的役割 ・具体的職務は、担任との分担やスクール・サポート・スタッフ等を活用
<p>健康観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じて、全ての教職員により行われるべき ・養護教諭は、ポイント・留意事項等を助言、観察結果の把握に加え、担任と異なる視点から補充
<p>疾病の管理・予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭が、全体的な感染対策と、特定の児童生徒への個別の配慮・対応を行う
<p>学校環境衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・検査、学校医・保健師の助言や専門性が必要な措置等を担当 ・事後措置：養護教諭が、他の教諭等への助言や専門性が必要な措置等を担当
<p>各教科等における指導への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置づけやならない、目的等を、教諭が作成する指導計画に明記することが必要 ・教諭が担う職務を補充するものとして、専門性を生かし、養護教諭も指導に参画
<p>心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談先が複数あることが重要、各々の専門性を生かし、相談への対応体制を構築 ・養護教諭は、担任と異なる視点で相談対応。学校医につなぐ等の中心的な役割
<p>健康相談等を促進するための保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭は、校長等のもと具体的な業務について中心的な役割 ・心身の健康課題、事件・事故の発生時において、性質や内容に応じ、適切な対応
<p>保健室経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭が、保健室としての機能を果たすために必要な環境を整備 ・保健室経営計画を通じ、教職員との共通理解を得、計画的・組織的な保健室経営
<p>保健組織活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭が、学校保健活動の全体像を描き、各教職員の役割を明確化。保健室とともにも、学校保健委員会における検討を主導するとともに、各教職員に助言

本日の内容

2 健康診断について



養護教諭の職務

現在地: top > 動画教材 > 校内研修シリーズ > 養護教諭の職務: 校内研修シリーズ No. 146

掲載日: 令和6年2月26日

校内研修シリーズ

養護教諭の職務 (文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 松崎真枝)

共有

養護教諭の職務

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官
松崎 真枝

見る

YouTube

NITS(独立行政法人教職員支援機構)HP
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/146.html>



健康診断

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について
(5月初健診第13号令和6年11月22日付通知(別紙))

ポイント

- 正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーな心情に配慮することが重要
- 検査・診察時の服装については、正確な検査・診察に刺傷のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、配慮するとともに、正確な検査・診察のため、体操服・下着やタオル等をめぐるなどして視触診等を行う場合があることを、児童生徒等・保護者に事前に説明
- 学校や学校医などの関係者間での共通認識が十分に図られるよう、都道府県等と地域の医師会との連携を促進

1 検査・診察における対応について

- ・男女別に検査・診察を行う
- ・児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、個別の検査・診察スペースを用意。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性とする。
- ・検査・診察の会場の待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果が知られたりすることがないよう注意。
- ・着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫。など

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
- ・学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ブコラム®の使用の際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。

- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。
- ・当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること

ブコラム投与については、武田薬品のホームページに掲載されている使用ガイドの動画を御覧ください。



武田薬品工業株式会社ホームページ
<https://www.buccolam.jp/>



P.126

水泳を実施するのに注意が必要な児童生徒、あるいは、禁止させる児童生徒については、**医師等の診断結果を最優先とし、関係者の総合的な判断によって決定するとともに、その取扱い方を明確にしておくことが大切です。**

健康診断の結果、ある条件のもとに水泳の実施が可能と判定された児童生徒の取扱いには、その病状に応じた運動の質と量を十分に配慮しなければなりません。

また、**指導に当たっては、学校医等との連携を図るとともに、保護者や本人と十分話し合う必要があります。**

下記の疾病等に該当した児童生徒のうち、治療によって水泳指導までに完治する者や条件を付ければ参加できる者については、健康相談を通して、治療の勧告や水泳に参加するときの注意事項などをそれぞれに応じて指導しておくことが大切です。

心臓病、腎臓病、喘息以外の呼吸器疾患のある者、急性中耳炎、急性外耳炎、過去に意識障害を起こしたことがある者、アトピー性皮膚炎等

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
- ・学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項

- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。

- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
- ・当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること

学校等欠席者・感染症情報システムについて

1. 学校等欠席者・感染症情報システムとは

子どもたちを感染症から守るリアルタイムサーベイランス

■学校（保育園）において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報を共有できるシステムで、早期の感染症対策に役立てることができます。



引用：(公財)日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システムの概要について」

25

36

学校等欠席者・感染症情報システムについて

2. 学校等欠席者・感染症情報システムの特徴

メリット② 情報共有

教育委員会・保育担当課・保健所・校医等の関係機関が感染症の発生状況をリアルタイムに把握して、情報を共有することができます。

○校医等の関係者メールアドレスに欠席者急増時、出席停止登録時、学級閉鎖等発生時にアラートメールが送信されます。4つの特定疾患発生時には、都道府県や当該市区町村のすべての行政機関にアラートメールが送信されます。

○都道府県や市区町村の行政機関は、地域全体だけでなく管轄地域の各施設の詳細データを閲覧することができます。

引用：(公財)日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システムの概要について」

27

学校等欠席者・感染症情報システムについて

2. 学校等欠席者・感染症情報システムの特徴

メリット① 早期探知

感染症による欠席者情報を日々入力してデータ化することで感染症の流行を早期に発見することができます。

- 数値急増時にアラート表示（着色やマーク）で注意喚起します。
- 地域の流行状況をリアルタイムに把握できます。
- ・市区町村内は中学校区単位の地図と一覧表で発生状況を確認できます。
- ・都道府県内の他市区町村の発生状況を地図と一覧表で確認できます。



引用：(公財)日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システムの概要について」

26

学校等欠席者・感染症情報システムについて

2. 学校等欠席者・感染症情報システムの特徴

メリット③ 省力化

出席停止報告、出席停止月報、臨時休業報告の届出書類をオンラインで送付することができます。ペーパーレスと担当者の負担軽減に役立ちます。

校務支援システムに入力した欠席情報との重複入力とを避けるため、校務支援システムから本システムにデータを転送する仕組みについても検討中です。

メリット④ データ活用

入力データが保存されるので、集計表やグラフを作成して感染症対策に活用できます。

- 各種の入力データをCSVファイルでダウンロードすることができます。
- 自施設の入力データをグラフ表示することができ、印刷して保健だより等に活用できます。
- 条件を設定して地域の罹患率グラフ（累積罹患率・流行曲線）を表示することができます。

引用：(公財)日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システムの概要について」

28

1-3. 感染症情報システムの活用事例②

感染症情報システムにて市内外、県内、全国の疾病別の罹患患者数等がリアルタイムに把握できる

【感染症情報システム導入後】

感染症情報システムにて以下のような情報をリアルタイムに把握

- ・ 疾病別の罹患患者数
- ・ 地区ごとの流行状況

- ・ 校内の打ち合わせや会議で、**最新の情報を提供する**
- ・ 市内・県内の罹患患者数を示して**資料を作成し、啓発**できる
- ・ 大会や練習試合などの前に、**顧問に流行状況を伝える**
- ・ 校内で**感染者が出る前に、感染対策をとれる**

引用：(公財)日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システム」と校務支援システム連携事業導入マニュアル 29

1-3. 感染症情報システムの活用事例④

【感染症情報システム導入後】

市内外、県内、全国の感染状況を**確認し、学区外での活動に活用**

- ・ 修学旅行先の感染症発生状況を確認
- ・ 何がどの地区で流行しているか、リアルタイムに把握
- ・ 大会や練習試合などの前に、顧問に流行状況を伝える
- ・ 学校内で流行していなくても、近隣学区の状況を伝えることで、危機感をもって感染対策が行える

引用：(公財)日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システム」と校務支援システム連携事業導入マニュアル 30

(公財)日本学校保健会ホームページ

学校等欠席者・感染症情報システム デモ版のご案内

このデモ版は、操作上の確認用ですので、実際の使用には使いません。

デモ版URL: <https://school.953862.net/demo/demo/>

学校	保育園	こども園	教育委員会	保育担当課	保健所	
ログインID	yamada	11223	10001	16001	21001	17002
パスワード	yamada	11223	10001	test	09876	1234

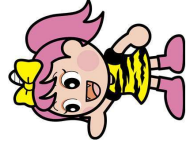
学校等欠席者・感染症情報システム 研修版のご案内
 研修版の利用については(PDF)

研修版利用申込書(word)
 学校等欠席者・感染症情報システム 操作マニュアル
 システムの機能や使い方の詳細はマニュアルでご確認ください。

操作マニュアル(PDF)

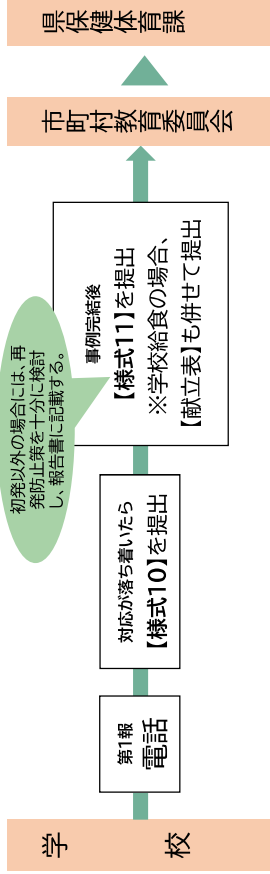
本日の内容

4 学校におけるアレルギー事例の報告について

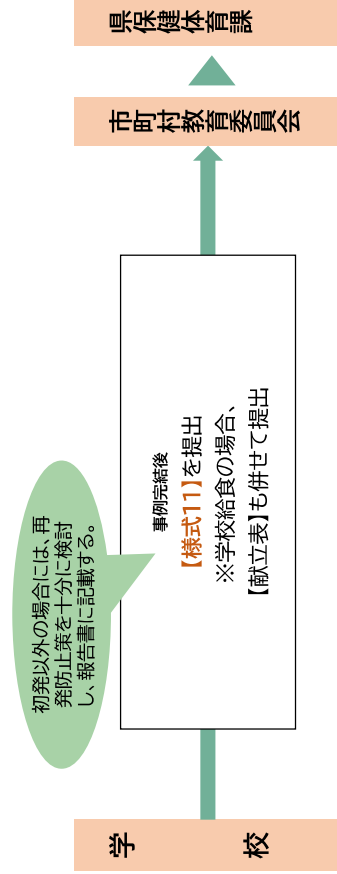


救急搬送をした場合

※アレルギーは食物に限定しない(例:ハチに刺された場合)



救急搬送をしなかった場合



様式10

緊急搬送終了後、速ちに所属の保護者へ電話で報告する。
本報は、対応が落ち着いたら、所属の保護者へ電話で報告する。
緊急搬送した事例の報告書は、県保健体育課に提出していただく。

学校名	学年・組	性別	氏名	氏名
提出者	姓	名	姓	名
1. 搬送した日時	年	月	日	時
2. 搬送した場所	学校() 家庭() 公園() 遊園地() 道の駅() 駅() 駅前() その他()			
3. 搬送した原因	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
4. 搬送した症状	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
5. 搬送した経過	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
6. 搬送した結果	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
7. 備考	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			

様式11

食物アレルギー・アナフィラキシー事例報告書

※本報は、事例の対応が完了した後、報告を行う。

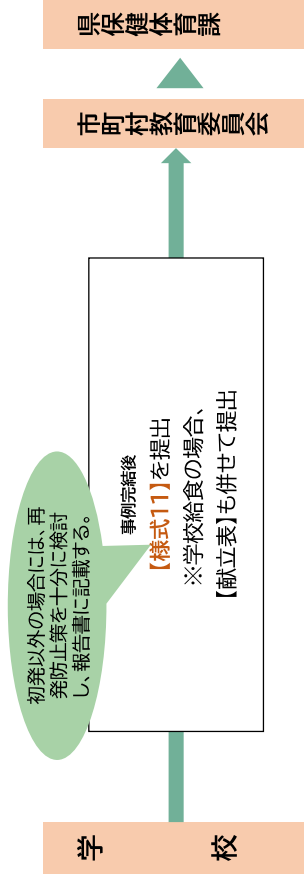
【提出する事例】
○緊急搬送した事例
○食物アレルギーによる死亡事例
○アレルギー性ショックによる死亡事例
○アレルギー性ショックによる意識障害事例
○アレルギー性ショックによる呼吸困難事例
○アレルギー性ショックによるアナフィラキシー事例
○アレルギー性ショックによるアナフィラキシー事例
○アレルギー性ショックによるアナフィラキシー事例

最終発表の場は、使用教材が分かる献立表を添付すること

報告者	学年	性別	氏名	氏名
提出者	姓	名	姓	名
1. 搬送日時	年	月	日	時
2. 搬送場所	学校() 家庭() 公園() 遊園地() 道の駅() 駅() 駅前() その他()			
3. 搬送原因	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
4. 搬送症状	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
5. 搬送経過	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
6. 搬送結果	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			
7. 備考	アレルギー() 食物アレルギー() 薬アレルギー() その他()			

ヒヤリハット事例の場合

- ・児童生徒の健康被害が生じる恐れがあった場合
- ・類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ・事故防止対策のためになると考えられ、他校と共有すべき場合



アレルギー事例の報告について(学校給食調理場における事例報告)

学校給食調理場における事例報告

様式12

学校給食調理場における食物アレルギー事例報告書

※ 本票は、学校給食調理場における食物アレルギー対応業務及び調理配膳等に起因した食物アレルギー事例発生時、事例対応完了後、報告を行う。事例には、下記ヒヤリハット内容及び、該当する原因食品を含む和食を学校給食調理場から抽出した事故。

※ 単独調理場の場合は学校長、共同調理場の場合は調理長で報告を行う。

【毎年必要とするヒヤリハットの内容】

- ①アレルギー事例の発生率が上昇している状況があった場合
- ②原因事例が多く発生することが考えられる場合
- ③事故防止対策のためになると考えられる場合

他校と共有すべき場合

報告日 年 月 日

立 学校、調理場、センター

学校名 氏名

調理場番号 職名

所属長

発生日時 年 月 日 (曜日) 時 分 秒

発生場所

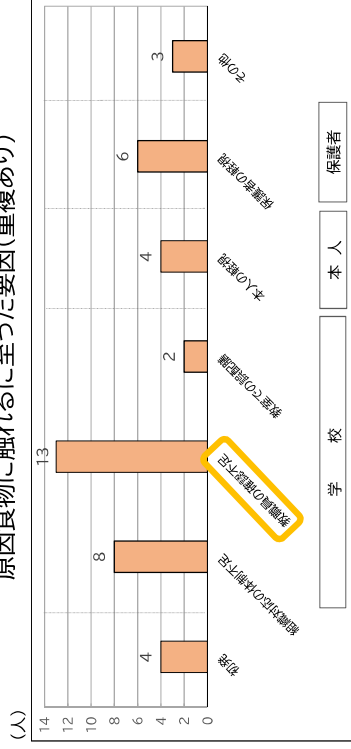
原因食品 (発生場所、時間・場面等を含み詳細を報告)

発生時の状況

アレルギー疾患について

令和4年12月～令和5年12月の期間の食物アレルギー事例報告より

原因食物に触れるに至った要因(重複あり)



アレルギー事例の報告について(学校給食調理場における事例報告)

学校給食調理場における事例報告

様式12

学校給食調理場における食物アレルギー事例報告書

※ 本票は、学校給食調理場における食物アレルギー対応業務及び調理配膳等に起因した食物アレルギー事例発生時、事例対応完了後、報告を行う。事例には、下記ヒヤリハット内容及び、該当する原因食品を含む和食を学校給食調理場から抽出した事故。

※ 単独調理場の場合は学校長、共同調理場の場合は調理長で報告を行う。

【毎年必要とするヒヤリハットの内容】

- ①アレルギー事例の発生率が上昇している状況があった場合
- ②原因事例が多く発生することが考えられる場合
- ③事故防止対策のためになると考えられる場合

他校と共有すべき場合

報告日 年 月 日

立 学校、調理場、センター

学校名 氏名

調理場番号 職名

所属長

発生日時 年 月 日 (曜日) 時 分 秒

発生場所

原因食品 (発生場所、時間・場面等を含み詳細を報告)

発生時の状況

校内体制の構築(毎月の手順例)

対応内容	管理職		栄養教諭等	調理員	学級担任	保護者
	学校	調理場				
①献立作成	確認	確認	作成	確認		
②調理手順表作成			作成	確認		
③原材料の発注及び成分表の取り寄せ			確認	確認		
④食物アレルギー対応表・詳細献立表・加工食品の情報の作成	確認	確認	作成	確認		
⑤保護者の確認			保護者に渡す前に複数で確認			確認
⑥保護者確認を受け、対応を確認	確認	確認	確認	確認	確認	確認
⑦情報共有	保護者から提出された食物アレルギー対応表を複数で確認					
	情報共有					

校内体制の構築(毎日の手順例)

<前日までにを行う対応>

対応内容	管理職		栄養教諭等	調理員	学級担任	保護者
	学校	調理場				
①作業工程表の作成	(確認)	(確認)	作成・確認			
②作業動線図の作成	(確認)	(確認)	作成・確認			
③食札・食物アレルギー対応食調理のチェック表の作成	確認	確認	作成・確認			
④調理員と打合せ			情報共有			

＜当日対応＞

対応内容	学校	管理職 調理場	養護教諭 等	栄養教諭 等	調理員	学級担任	保護者・ 本人
①対応内容の確認 (対応児童生徒及び 原因食物の確認)	確認	確認	確認	確認	確認	確認	確認
②原材料の確認				確認	確認		
③持参食及び代替食 の確認	確認		確認	調理または確認	確認	確認	特参 確認
④食物アレルギー対 応食調理のチェック 表の確認、調理			確認	確認	調理		
⑤配食・食札の確認				確認	確認		
⑥配送確認				確認	確認		
⑦食札・食物アレル ギー対応表の確認	確認			管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	受取確認	確認
⑧配膳	確認			管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	確認	確認
⑨教室での喫食前の 確認	確認			管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	確認	確認
⑩喫食	確認			管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	管理職、学年団、その他 教職員等、巡回・確認	確認	体調確認

41

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について

保健第3号 令和4年4月5日付け

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)等
保険適用(令和4年3月14日から適用)



※アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報提供

なお、主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、当該児童生徒等が通学する学校名を管理指導表等により医療機関に伝える必要がありません。

43

除去解除申請書 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂(公財)日本学校保健会

学校給食における除去対応を解除する場合は、保護者に申請書の提出を依頼する。

除去解除申請書

学校名 年 月 日

(学校名)
(年 組)
(児童生徒氏名)

本児童生徒は学校生活管理指導表により除去していた
(食品名) について、医師の指導の元、これまで
に複数回摂取して症状が観察されていませんので、学校給食における除去解除
を依頼いたします。

(保護者氏名)

42

本日の内容

5 その他



44

学校保健安全法 第11条

市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。



県内でも、会場を小学校ではなく、地域の保健センター等で実施している市町村もある。

香りの配慮に関する啓発資料の活用について



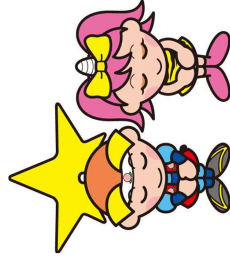
柔軟剤の匂いで体調不良を訴えることもありますので、その場合は、換気や席の配置など、個別の配慮をお願いします。

心の病氣と捉えられるので、理解が得られにくいようです。事例があれば、県保健体育課まで情報提供してください。

Infographic about color blindness. It includes a red banner '2023年8月までの色覚検査', a traffic light diagram, and text explaining that color blindness is a genetic condition. It lists '色覚に関する情報' (Information on color blindness) and '学校における色覚に関する資料' (Materials on color blindness in schools). It also features a 'ライトスクリュー' (Light screw) product image and a URL: 'https://www.gakken.com/jp/modules/books/index.php?set=photo&id=19'.



ご清聴ありがとうございました



学校給食における食物アレルギー対応の役割分担

学校における食物アレルギー対応は、組織（食物アレルギー対応委員会等）で検討され、学校全体で取り組む必要があります。それぞれの職種に応じた役割を担い、日々の給食提供と事故防止に努めます。

自校の対応手順の対応内容が複数で確認、共有ができてきているか見直しをして、複数対応が確実にできる体制を構築しましょう。

次に紹介するのは、対応手順例です。「毎月、前日まで、当日」ごとに例を示しています。学校の実態により、複数で対応できるように自校の対応手順を確認してください。

※対応内容の「食物アレルギー対応表」「詳細献立表」「加工食品の情報」「作業工程表」「作業動線図」「食物アレルギー対応食調理のチェック表」「食札」については、「岡山県立学校における食物アレルギーの手引(P. II-5～II-9)」を参照。

POINT：対応の流れの中の「確認」は必ず複数の教職員で行う。

■ 毎月の対応手順例

対応内容	管理職		栄養教諭等	調理員	学級担任	保護者
	学校	調理場				
① 献立作成	確認	確認	作成			
② 調理手順表作成			作成	確認		
③ 原材料の発注及び成分表の取り寄せ				確認		
④ 食物アレルギー対応表・詳細献立表・加工食品の情報の作成	確認	確認	作成	確認		確認
⑤ 保護者の確認						確認
⑥ 保護者確認を受け、対応を確認	確認	確認	確認	確認		確認
⑦ 情報共有	保護者から提出された食物アレルギー対応表を複数で確認					情報共有

■ 毎日の対応手順例

＜前日までに行う対応＞

対応内容	管理職		栄養教諭等	調理員	学級担任	保護者
	学校	調理場				
① 作業工程表の作成		(確認)	作成・確認			
② 作業動線図の作成		(確認)	作成・確認			
③ 食札・食物アレルギー対応食調理のチェック表の作成		確認	作成・確認			
④ 調理員と打合せ			情報共有			

＜当日対応＞

対応内容	管理職		栄養教諭等	調理員	学級担任	保護者・本人
	学校	調理場				
① 対応内容の確認（対応児童生徒及び原因食物の確認）	確認	確認	確認	確認	確認	確認
② 原材料の確認			確認	確認		
③ 持参食及び代替食の確認	確認		調理または確認	確認	確認	持参・確認
④ 食物アレルギー対応食調理のチェック表の確認、調理			確認	調理		
⑤ 配食・食札の確認			確認			
⑥ 配送確認			確認			
⑦ 食札・食物アレルギー対応表の確認	確認		管理職、学年団、その他教職員等、巡回・確認		受取確認	
⑧ 配膳	確認		管理職、学年団、その他教職員等、巡回・確認		確認	確認
⑨ 教室での喫食前の確認	確認		管理職、学年団、その他教職員等、巡回・確認		確認	確認
⑩ 喫食	確認		管理職、学年団、その他教職員等、巡回・確認		確認	体調確認